5. 子どもの平和構築に向けて

―子どもポルノとサイバー犯罪のフィリピンにおける現状と課題

八幡茜

人間文化創成科学研究科ジェンダー社会科学専攻博士前期課程2年

【問題の所在】

フィリピンでは、1970 年代から子どもポルノの問題が顕在化し、2005 年以降、被害者の数は大幅に増加している¹。 The Optical Media Board は 2008 年、「フィリピンにおける子どもポルノはすでに制御がきかなくなってしまっている」と言及している。その時点で、海賊版 DVD などの 25~30%はポルノグラフィであり、うち 40%が子どもポルノを含むとした²。商品の流通はセックス産業に取り込まれている子どもたちの存在を意味する。背景には低所得者層の貧困の問題もあり³、ルーツは多岐にわたり根深い。その一方で、この問題の深刻性は未だに広く知られておらず、また非常に密室性の高い領域でもあり、実状の調査および、子どもに対する救済が十分に出来ていないのが現状である。

加えて、近年、グローバリゼーションと IT 技術発展により、ウェブカメラの前で性的な容姿をさらす「サイバーセックス」が問題となっている。サイバーセックス産業は、インターネット上で成功した最初の電子商取引であるといわれている。子どもを狙う「捕食者」たちが、容易かつ匿名のまま子どもに接触することができるインターネットの危険性は、国民国家の枠組みを超えて広がっている⁴。

UNICEF フィリピンによると、これまでに 20 万以上のフィリピン女性、男性、および子どもが被害にあったとされている。成人の「行為者」によるセックスワークの議論もあるが5、本調査は子どものサイバーセックス問題を対象とする。

¹ 日本ユニセフ協会、「ユニセフ・フィリピン現地活動報告」、

[[]http://www.unicef.or.jp/special/0705/cyberporn03_02.html](最終閲覧日:2012 年 03 月 01 日)。

² GMANews. "Child pornography: Evil that preys silently on poor Filipino children". Nov. 18. 2008.

³ セブ島で逮捕された夫婦は、4歳から 15歳までの夫婦の子ども 5人と姪 1人をサイバーセックスさせ、一回の閲覧で 25ドルを得ていた。実の両親が、金銭目的で子どもを従事させるケースである(GMANews. Jul, 12. 2011)。

⁴ ドナ・ライス・ヒューズ、2002、「インターネットの危険性:サイバー・セックス中毒と児童ポルノ」、『世界平和研究』No. 153、世界平和教授アカデミーを参照。

⁵ セットアップと呼ばれる「セックスワーカー」側の詐欺の犯罪も存在する。真相が曖昧な

インターネットの整備やネットカフェの普及により、アクセスの機会はフィリピンの中間層の子どもたちにも及び、被害の拡大と階層性の問題(貧困層は親類からの強制、中間層は無自覚の参与の事例)が存在する。いずれの場合も、欧米中心主義的な国際為替間の経済格差と、ジェンダー関係上の強者(便宜上「男性」とする。ペドファイル⁶)と弱者(子ども)との不平等な構造を負っている。平和構築という概念において、次世代を担う子どもの健康と安全の確保は、言うまでもなく必須であり特にも急がれる事項である。

【調査目的】

フィリピンにおける子どもポルノやサイバーセックスの現状と対策、特に法整備について把握を試みた。加えて、諸団体の活動がどのように機能しているか、現地に出向かなければ収集できない現行を明らかにしたい。決して「遠い国の問題」ではなく、すぐそばでアクセスできるインターネット上で、南北の経済格差や子どもと大人という権力構造の格差が利用されている事実の、日本における認知と周知を目的とする。

また、フィリピンをはじめ、東南アジアを訪れるペドファイルの多くは欧米やオーストラリアの男性であると言われているが⁷、日本人の関わりも可能性としては否定できない。70年代の日本の高度経済成長期を経て、80年代以降、フィリピンへのセックスツーリズムが行われた。国際的に日本は非難されブームは沈静化されたものの、現在においてもインターネットの普及と相まって、ウェブ上でも性産業が浸透し、ますますプライベート化している。本調査において、フィリピンの子どもの買春やサイバーセックスの、日本人加害者との関わりを把握することも調査目的とした。

【調査期間】

2012年2月21日-3月3日(移動日を除く12日間)

【調査方法】

フィリピンのマニラ首都圏において、NGO やインフォーマントへのインタビューを 行い、大学からの資料収集及び、現地研究者との情報共有を行った。

【調査結果】

インタビュー調査の結果を以下、団体ごとに記述する。

1. Angel Net Team⁸

事例も多く、成人の売買春については今後の研究に譲り、ペドファイルと未成年(18 歳未満)の明確な権力関係による構造を追う。

⁶ 児童性愛者。

⁷ 筆者がフィールドワーク中の 2011 年 8 月時の、インフォーマントからの聞き取りによる。

⁸ [http://cidgangelnet.ph/main/?page_id=2](最終閲覧日:2012年3月20日)。

エンジェル・ネット・チームは、フィリピン国家警察(PNP)内に編成される、インターネット上の子どもへの脅威から守る特別任務部隊である。2011年に発足した。

フィリピンのサイバー犯罪の現状は、とにかくスピードがはやいのだという。今は、フィリピンにおいても、子どもがインターネットへ簡単にアクセスできる時代であり、ポルノサイトやデートチャット等の脅威がある。一方で、法整備や救済が追いついていないと認識しているという。実際の 2009 年の事例では、インターネット上でモデルプロダクションであるとして子どもへ近づき、11 歳の子どものビキニ姿等の写真を撮る詐欺及び児童ポルノグラフィの犯罪があった。また、現在普及著しいソーシャル・ネット・サービスの「フェイスブック」における、子どもが巻き込まれる犯罪件数が増えているのだという。本来、フェイスブックの登録は 18 歳以上と規定されているが、子ども自身が年齢を偽って登録したり、親も容認していることも多く、子どものソーシャル・ネット・サービス利用者数はかなりの数であるとされる。メディア・リテラシーの未熟な子どもがフェイスブックを利用することは危険性を伴う。2011 年のケースでは、フェイスブック上で、両親が子どものアカウントページに子どもの人権を侵害する写真を載せたり、中傷するコメントを投稿する「ウェブ上での幼児虐待」が報告された。

なお、日本人による子どもポルノやデートサイト等からの犯罪は把握されていないという。実際には存在するかもしれないが、プライベートの領域であることから、情報提供や通報が決め手となる。また、日本人の場合は言語の問題もあり、英語で意思疎通できないと、インターネット上でのコンタクトというのは難しいのかもしれない。



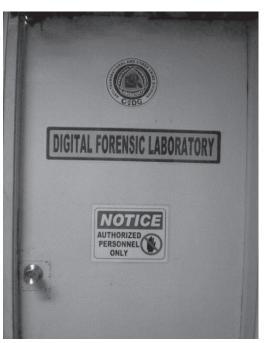
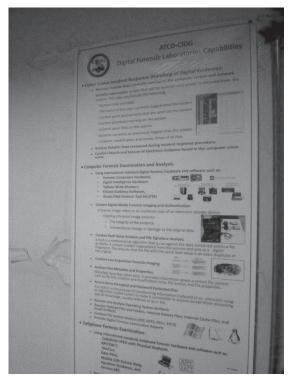


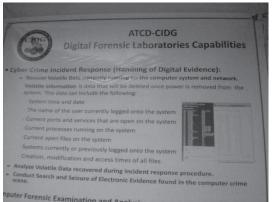
表:サイバー犯罪件数(直接オフィスへ駆け込まれたケース)

媒体	犯罪詳細	2010年1月1日-12月 31日	計	2011年1月1日-12月 31日	計
フェイスブック			26		63
	詐欺	10		13	8
	名誉棄損	4		g	
	ハラスメント		1	10	
	ハッキング		1	4	
	個人情報窃盗・アカウント偽装	10		17	1
	児童虐待			3	
	脅迫	2		2	
	ポルノグラフィ			5	i
ツイッター	名誉棄損		0	2	2
マルティプライ(ショッピングサイ ト)	詐欺		o	1	1
イーベイ(ショッピングサイト)	詐欺	9	9	9	9
電子メール		'	14		11
	脅迫	4		2	
	ハラスメント	2		2	
	ハッキング	4		4]
	強奪	4	I	1	1
	詐欺		1	1	
	個人情報窃盗・アカウント偽装		1	1	1
携帯電話		•	5		20
	脅迫	4		16	
	ハラスメント	1		1	
	詐欺			2	
	強奪			1	
クレジットカード詐欺	個人情報窃盗	6	6	6	6
その他ウェブサイト			12		13
	詐欺	1		7	'
	ハッキング	3		4	
	名誉棄損	3		1]
	ポルノグラフィ	3		1]
	個人情報窃盗	2			
合計			72		125

注:子どもに関わらず、全ての年齢層・ジェンダーを包括している。







被害者は最寄りの派出所へ行って、エンジェル・ネットにアクセスできる。ホットラインの周知と、救済スピードの向上が今後の課題である。

「富裕層から貧困層まで、ソーシャル・ネット・サービスを通じてアクセスできる時代。ホームセキュリティーガードが現実世界にいたとしても、オンラインでは誰も守ってくれない」とエンジェル・ネットの所長は語った。エンジェル・ネットでは、子どもへの教育プログラムのみならず、両親や学校の教師に対してもセミナーを行っている。しかしながら、発足が間もないこともあり、予算やメンバー(オフィサーは3名のみ)、現状にチームの取り組みが追いついていないことが問題となっている。

2. マニラ新聞 マニラオフィス

フィリピンにおいて、株式会社びすく社が発行する日刊邦字紙が『マニラ新聞』である。社屋を訪れ、日本人が加害者の児童買春について報じられた 2011 年現在までの記事を収集した。日本人が関わる「サイバーセックス」のケースについては、事例を把握することができなかった。

2011 年 2 月報道の「邦人児童買春」事件では、日本の警視庁が、フィリピン人少女 (当時 15 歳)にわいせつな行為をしたとして日本人男性を「児童買春・ポルノ禁止法 違反」容疑で逮捕した⁹。容疑者の知人男性から情報提供を受けた警視庁が、2010 年 10 月に捜査員を派比し、国家警察 (PNP) と合同で被害少女から事情聴取するなど捜査を

^{9 2011} 年 2 月 25 日『マニラ新聞』より。

進めていたという。日本人によるフィリピンでの犯罪は、日本の警視庁も現地で捜査網 を広めている。捜査・逮捕権は PNP にあるため、このケースでは身柄を国内へ移した 後に日本の法律で罰している。

また、アメリカの『人身売買報告書』において、フィリピンは 2011 年現在、2008 年以来 3 年ぶりに「第 2 類」に格上げされた¹⁰。人身売買に関する年次報告書は 2001 年 から毎年 6 月頃に発表されている。各国・地域の人身売買対策や被害報告などを基に、①最低限の国際基準を満たしている(第 1 類)、②国際基準の履行に向け努力している(第 2 類)、③国際基準の履行に向け努力中だが、被害者数は減少しておらず対策の成果も上がっていない(第 2 類監視対象)、④国際基準を満たしておらず改善努力もしていない(第 3 類)、の 4 段階で評価している。「第 3 類」になると、援助停止など制裁対象となる。

アメリカ国務省は 2011 年版「人身売買に関する年次報告書」を発表し、人身売買事件での有罪判決増加やアキノ現政権の取り組みが評価された。報告書においてフィリピンが評価された点は、①包括的人身売買禁止法 (2003 年施行) 違反罪の有罪判決が 2010年の 9 件から 25 件へ急増したこと、②人身売買案件の不正に関与する政府職員の摘発強化、③人身売買案件を専門に扱う検察官選任などの司法省の取り組み、④セミナー開催などを通した関係政府機関職員の能力・意識向上、などである。

一方で、フィリピンの問題点を「性的搾取や強制労働を目的とする人身売買の供給元、中継点、目的地になっている」と挙げている。具体的には、「日本や韓国、香港、シンガポール、マレーシア、中東諸国などの性産業や工場で強制労働に従事させられる労働者の送り出し元になっている」、「政府・自治体関係者と共謀する悪質リクルーターが地方から都市へ女性らを連れて行き、借金をかたに強制労働させている」などと指摘する。フィリピンは、2004-05年と2009-10年の計4年間、「第3類監視対象」に指定された。これ以外の7年間は「第2類」である。

一方、日本は2004年、フィリピン人芸能人受け入れが人身売買に当たると批判され、「第2類監視対象」に格下げされた。翌2005年は芸能人入国制限などの対策が評価され、「第2類」へ戻った。しかしながら、外国人研修制度を悪用した事実上の強制労働や外国生まれの日本国籍保有者¹¹の人身売買案件増加などを理由に、2005年以来、7年連続の「第2類」に据え置かれている。

3. EPCAT フィリピン

ECPAT: End Child Prostitution, Child Pornography and the Trafficking of Children for Sexual Purposes「ストップ子ども買春の会」フィリピン支部は、子どもの人身売買の

^{10 2011} 年 6 月 29 日『マニラ新聞』より。

^{11 「}外国生まれの日本国籍保有者」には日本人と比人の間に生まれた新日系人も含まれている。

ない社会を追求する NGO 団体であり、子どものシェルターも併設されている。スタッフはボランティアを含め 7 名。子どもは現在 30 人おり、キャパシティぎりぎりであるという。

フィリピンの法律、Republic Act (RA) No.7610、および No. 9775 において、18 歳未満は「子ども」と規定されている。また 18 歳以上であっても、虐待やネグレクト、差別などから肉体的・精神的に自分自身を守れない主体は「子ども」の規定が当てはまるという含みももたせている。



サイバーセックスに関して、両親が子どもにウェブカメラの前でポルノグラフィにあたる行為を強制していたセブ島の事例は、現金収入を得るという貧困問題にも関わる深刻な現状を示している。2009年に発行された「児童ポルノ禁止法」、R.A.No.9775は、サイバーセックスについてもカバーされている。加害者には最大500万ペソ(おおよそ1000万円)の罰金、あるいは終身刑が科せられる。また、違法情報を提供したインターネット・サービス・プロバイダーなどの責任も問うとともに、子どもの権利が守られるために、政府や法執行機関、NGOの代表が参加する諮問委員会が設置された。

しかしながら、インターネットの普及はポルノグラフィへのアクセスが容易になり、 子どもが巻き込まれる犯罪の増加のスピードに、政府も ECPAT の取り組みも追い付い ていないという。政府との連携や情報共有がまだ密にないことは原因のひとつである。 たとえば、諮問委員会との合同会議が 2010 年以降途絶えてしまい、今日には開催されていないのである。また、児童買春部門の予算配分が少ないことで、うまく機能していないのだという。加えて ECPAT スタッフの IT 技術的な問題もあり、サイバー上の脅威への対抗や救済において学ばなければいけないことが多い。サイバーセックスをはじめ、子どもが巻き込まれる犯罪は多様化・プライベート化しているなかで、「マインドセットを脱していかなければいけない。視点を変えて対策をこうじていかなければならないとき。現在進行形の問題に、政府の対応は待っていられない」のである。

具体的な取り組みとしては、子どもへのインターネット利用に関するエチケットやリテラシーなどのレクチャーをはじめ(1年に数回開催される)、ECPAT は現在インターネットカフェのオーナーにポルノグラフィにアクセスできないような設定をするよう要望し、犯罪看過の注意喚起を働きかけている。

サイバーセックス被害等のホットラインは設けられているものの、プライベート領域の監視は課題も多い。サーバー管理会社やプロバイダーへの喚起も重要な活動のひとつである。



4. UNICEF フィリピン

「2009 年児童ポルノ禁止改正法(The Anti-Child Pornography Act of 2009)」という素晴らしい法律が施行されたが、まだ認知されておらず、実行性が薄いという問題があることがインタビューを通じて明らかとなった。R.A.9775 をどのようにハンドリングしていくか、ソーシャルワーカーにも、検挙、起訴するために法律を活用するよう認知させていかなくてはならない。R.A.9775 のインパクトを実証分析することは、まだできないようである。

UNICEF フィリピンもまた、両親を含め、セミナーやアニメフィルム、ハンドブックによる教育を行っている。タガログ語や英語のみならず、フィリピンに複数あるローカルの言語で作成された教材を活用する。

テレコミュニケーション会社へのアプローチも重要であり、アクセス管理やファイリ

ングを指導していくのが今後の課題であるという。現在は、全てのモニタリングができず、また法的な拘束力もないため、「クライアントのプライバシーを尊重する」とする プロバイダーに開示を強いられない問題がある。

【考察】

子どもの平和構築に向けて、本調査は、①フィリピンにおける子どもポルノやサイバーセックスの現状と対策の把握、②フィリピンの法整備と実行性についての調査、③日本人との関わりの分析を目的とした。

日本以上に整っているともいえるフィリピンの「児童ポルノ禁止法」であるが、現実の犯罪を「犯罪」として検挙できていないことが NGO 団体やインフォーマントへの調査によって明らかとなった。日本において、経済的「発展途上国」と認識されているフィリピンであるが、低料金で気軽に利用可能なインターネットカフェの展開により、ユーザーの階層性、デジタルディバイドを飛び越え、かつ、子どものインターネットへのアクセスが普及した。実際に児童ポルノ犯罪を蔓延させるデートサイトやウェブ上の性産業者への取り締まりのみならず、インターネットカフェオーナー、プロバイダーや関連会社への法的措置を可能にする整備が急務である。

日本人の関わりとしては、現在は、サイバー上の犯罪よりも現地での児童買春が問題として大きいものであることがわかった。テクノロジーも言語の問題も含め、今後ますます隔たりが薄れていくなかで、一方で明確に表れる経済格差や権力構造に注視し、世界規模で「子ども」の安全を確保していかなくてはならない。

【今後の展望】

今後の研究は、リサーチクエスチョンの焦点を絞り、中間組織である NGO の影響力 や資源配分との関わり、法律のインパクトについて分析を深める所存である。また、フィリピンと日本、あるいは他のアジア地域(例えば ECPAT インターナショナル本部が あるタイなど)と比較しながら調査を続ける。

レポートによる周知と提言のみならず、アクティビティへの参加を通して、実際の支援を行っていく。子ども、女性、マイノリティが、安全に暮らせるための活動が点在するなかで、個々が連帯する強みを見出したい。